

東かがわ市企業立地マッチング促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、立地希望企業が立地を行うのに必要な土地建物情報について、市が当該情報を有する宅建協会及び不動産協会と情報連携を行うことにより、市内における企業立地の促進を図ることを目的とする。東かがわ市企業立地マッチング促進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 立地 市内において自己の工場、試験研究施設、物流施設、観光施設等の施設を事業活動の用に供するために新設し、又は拡張することをいう。
- (2) 立地希望企業 立地を希望する企業をいう。
- (3) 宅建協会 公益社団法人香川県宅地建物取引業協会をいう。
- (4) 不動産協会 公益社団法人全日本不動産協会香川県本部をいう。
- (5) 土地建物情報 市内における土地又は建物についての売買又は賃貸借に関する情報をいう。
- (6) 情報提供者 宅建協会及び不動産協会の会員をいう。

(取り扱う情報の範囲)

第3条 この事業で取り扱う土地建物情報の範囲は、立地希望企業が立地を行うのに必要な土地建物情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 立地に関して都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関係法令又は市の条例、規則、要綱等の規制又は基準に抵触するもの
- (2) 立地に関して公序良俗に反するもの
- (3) 市税等の滞納処分がある土地又は建物に関するもの
- (4) その他市長がこの事業の対象とすることが不適当と認めるもの

(情報提供の申請)

第4条 立地希望企業は、この事業による土地建物情報の提供を受けようとするときは、東かがわ市土地建物情報提供申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(市から宅建協会及び不動産協会への情報提供の依頼)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、東かがわ市土地建物情報提供依頼書（様式第2号）を宅建協会及び不動産協会に送付し、土地建物情報の提供を依頼する。

2 前項の場合において、市長は、宅建協会及び不動産協会に対し立地希望企業の名称、所在地その他企業が特定される情報は提供しないものとする。

3 市長は、前条の規定による申請の内容について、立地希望企業と情報提供者との交渉を促進することが困難と認められるときは、第1項の規定による依頼を行わない。

(宅建協会及び不動産協会による情報の周知)

第6条 前条第1項の規定により依頼を受けた宅建協会及び不動産協会は、情報提供者へ土地建物情報

の提供に係る周知を行う。

（情報提供者から市への報告）

第7条 情報提供者は、前条の規定により協会から提供を受けた土地建物情報を整理し、市長が指定する期限までに東かがわ市土地建物情報報告書（様式第3号）により当該土地建物情報及び当該土地建物情報を保有する情報提供者に関する事項を市長に報告する。

2 前項の場合において、情報提供者が報告する土地建物情報は、情報提供者が売買又は賃貸借の媒介の契約を締結している土地又は建物に係るものに限る。

（市から立地希望企業への通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、第4条の規定による申請からおおむね3週間以内に、土地建物情報及び当該土地建物情報を保有する情報提供者に関する事項を東かがわ市土地建物情報通知書（様式第4号）により立地希望企業に通知する。ただし、土地建物情報がない旨の報告を受けたときは、東かがわ市土地建物情報不存在通知書（様式第5号）によりその旨を通知する。

2 前項本文の場合において、市長が前条第1項の規定により複数の情報提供者から同一の土地建物情報について報告を受けたときは、最も総額が安価な土地建物情報及び当該土地建物情報を保有する情報提供者に関する事項のみを立地希望企業に通知するものとする。この場合において、総額が同一であるときは、最も早く報告されたもののみを通知するものとする。

（連絡調整等）

第9条 立地希望企業は、前条第1項本文の規定により通知された土地建物情報について交渉を行おうとするときは、事前に当該土地建物情報を保有する情報提供者に連絡しなければならない。

（状況報告）

第10条 市長は、立地希望企業に対し、土地又は建物の交渉の状況について報告を求めることができるものとする。

2 立地希望企業は、第8条第1項本文の規定により通知された情報提供者との間で、土地若しくは建物の売買契約若しくは賃貸借契約が成立したとき、又は土地若しくは建物にかかる交渉が終了したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

（守秘義務）

第11条 宅建協会及び不動産協会並びに情報提供者は、この事業の実施に関して知り得た情報を、立地希望企業の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 立地希望企業は、この事業の実施に関して知り得た情報を、情報提供者の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（市等の責任の範囲）

第12条 第8条第1項本文の規定による通知後に行われる立地希望企業と情報提供者との間の立地に関する連絡調整、交渉、契約その他の行為については、市並びに宅建協会及び不動産協会は、一切の責任を負わない。

2 立地希望企業及び情報提供者は、当該企業が立地を行うに当たり適用を受ける都市計画法、建築基準法、消防法その他の関係法令及び市の条例、規則、要綱等の規制及び基準について責任をもって確認しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。